

自主運行バス運行基準（ガイドライン）案 パブリック・コメントの実施結果について

1. パブリック・コメントの実施概要と結果

(1)意見募集期間

令和6年2月13日（火）から2月29日（木）

(2)応募対象者

- ①市内に在住・在勤・在学する方
- ②市内に事業所などを持つ法人、その他の団体
- ③本市に対して納税義務を有する方

(3)公表した資料

自主運行バス運行基準（ガイドライン）案

(4)資料の閲覧場所

- ①市ホームページ
- ②市役所本庁地域づくり課、各支所窓口（開庁日の8:30～17:15）

(5)周知方法

- ①市ホームページによる広報
- ②広報いず2月号への掲載

(6)意見の提出方法

所定の様式により、郵送、持参、電子メールのいずれかにて提出

(7)意見の応募者数及び件数

4名・4件（男女内訳 男性：3名、女性：1名）

(8)提出方法内訳

郵送：0名、持参：0名、電子メール：4名 計：4名

2. お寄せいただいたご意見・ご提案に対する市の考え方

提出意見	意見に対する市の考え方
<p>【箇所：2. 路線バス運行評価のフローチャート（交通空白地）】</p> <p>交通空白地区からの交通手段を重点的に検討願います。</p> <p>自家用有償運送を市と共に提供する。</p> <p>他の自治体の実行例を参考にする。</p> <p>公共交通施策にかかる費用を交通空白地区に充てる工夫をするべき。</p>	<p>本運行基準では、現在運行されている路線バスについての評価を行い、評価後の廃止や減便対象路線の方向性について示しています。</p> <p>路線の廃止等になり交通空白になる地区については、フローチャートのとおり地域との意見交換等を実施しながら、自家用有償運送を含めたその地域に適した移動手段について検討を進めていきます。</p> <p>また、現状交通空白地となっている地区についても、地域協働による移動手段を検討してまいります。</p>
<p>【箇所：1. 検討の目的】</p> <p>直接、自主運行バス運行基準（ガイドライン）案に対する意見ではないのですが、新しい中学校への登下校に不自由が生じないような運行をお願いします。</p>	<p>登下校に不自由が生じないような運行にするため検討をすすめてまいります。</p>
<p>【箇所：2. 路線バス運行評価のフローチャート（地域）】</p> <p>フローチャートの中に地域というキーワードがでてきていますが、地域とはどのような単位なのでしょう。</p>	<p>「地域」は基本的には旧小学校区単位を指しますが、地域特性によっては自治会組織等の範囲（単位）として検討する場合があります。</p>
<p>【箇所：1. 検討の目的】</p> <p>バスの運行に税金が使われているなんて知りませんでした。乗客がいなくバスだけ走っているような姿を見かけます。市民の税金を使っているので適切な運行をお願いします。</p>	<p>本運行基準では利用実態に即した適正な路線バス網への再編を実現するための指針であり、適切な運行を行えるように進めてまいります。</p>